

正 誤

ページ 行 誤 正

令和七年四月九日(号外第八十号) 公布経済産業省令第三十六号(輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令)  
(原稿誤り)

二八上 改正後欄 第八八・〇二項 第八八〇二・六  
九〇八 〇号

令和七年四月九日(号外第八十号) 経済産業省告示第六十三号(貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件)  
(原稿誤り)

四六上 終りから 一二 政令の施行の日 政令(令和七年  
号)の施行の日 政令第百七十五